

〔仮称〕十和田市自治基本条例の策定に向けて

地方分権が推進され、地域の課題は地域で考える「自己決定」と「自己責任」に基づいた市政運営が求められています。また、少子高齢・人口減少社会の到来や市民ニーズの多様化などにより、社会環境が大きく変化し、従来の市政運営では、様々な課題に対応することが難しくなっています。こうした中、市では市民をはじめ多様な主体が担い手となり、まちづくりを推進する上で自治に関する基本的なルールを定める（仮称）十和田市自治基本条例づくりに取り組んでいます。

企画調整課 ☎6712

条例案づくりの進め方

市では、条例案の検討に当たり次のとおり「（仮称）十和田市自治基本条例制定基本方針」を定めました。

- ▼ 条例案を検討するための中心的役割を担う組織として、市民（公募を含む）、学識経験者による「自治基本条例市民検討委員会」を組織します。
- ▼ 市民検討委員会では、市民の意見や提案などをもとに検討・集約を行い、条例案を作成します。
- ▼ 市民意識調査およびパブリックコメントを実施し、条例への市民意見の反映に努めます。
- ▼ 条例制定に対する理解を深めるために、市広報などで検討内容をお知らせするほか、講演会などを開催します。
- ▼ 行政の役割として、市民検討委員会をサポートし、取り組みのPRや各種資料を提供するほか、「庁内検討委員会」を設置し、各部署との連携・調整を図ります。

市民検討委員会による条例案の検討

8月31日に第1回目の会議を開催し、小山田市長から17人（推薦委員10人、公募委員6人、学識経験者1人）の委員に委嘱状が交付されました。

検討委員会の委員長に弘前大学大学院地域社会研究科の檜嶺貢教授が選任され、副委員長に特定非営利法人プロ・ワークス十和田の竹ヶ原公さんが選任されました。

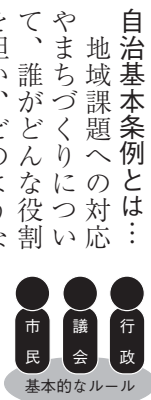
検討委員会では、毎月1回の予定で会議を開催するとともに、随時勉強会や先進地視察などを行い、条例案の検討を進めます。



この人から一言

十和田市づくりのルールに挑む

十和田市の自治基本条例をつくる。その最初の活動の市民検討委員会が設置されました。どちらが前からか。何が先か後か。今後の方向を見定められないままの発足です。それでも、わたしたちは「与えられた自治」から「創りだす自治」への転換点にいるという自覚を持っています。十和田市にはまちづくりの現場から提起される様々な課題があります。それらを解決し、方向づける基本的なルールづくりを目指します。市民が地域の価値を方向づけ、自分たちの手法を決めること。それが大切だと信じております。これまでは議会や行政に頼っていたら、何とかなっていたのですが、地域主権の時代は住民・市民の皆さんのイニシアチブが求められています。メンバー活動の成功への強いご支援をお願いします。



自治基本条例とは	地域課題への対応	まちづくりについて	誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのか
五戸町まちづくり基本条例	平成16年7月1日施行		
八戸市協働のまちづくり基本条例	平成17年4月1日施行		
三戸町ふるさとづくり条例	平成17年12月施行		
階上町協働のまちづくり条例	平成19年4月1日施行		
佐井村むらづくり基本条例	平成19年7月1日施行		
おいらせ町自治基本条例	平成21年4月1日施行		
田子町協働のまちづくり条例	平成22年4月1日施行		

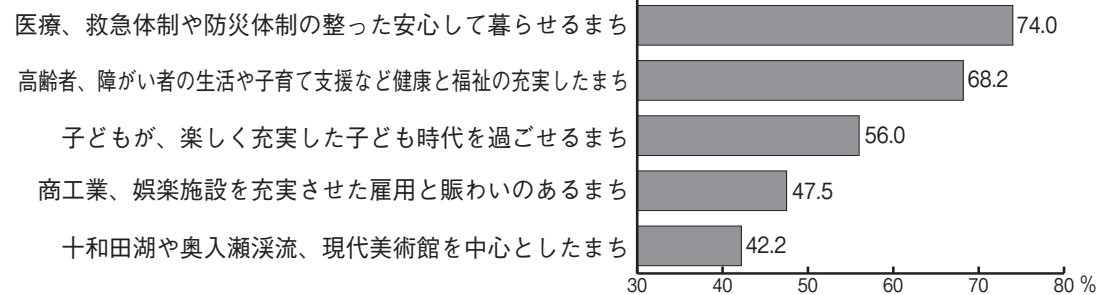
県内市町村の条例制定状況
 県内40市町村のうち、市部は1市、町村部は5町村の6市町村が条例を制定しています。

（仮称）十和田市自治基本条例 アンケート結果をお知らせします

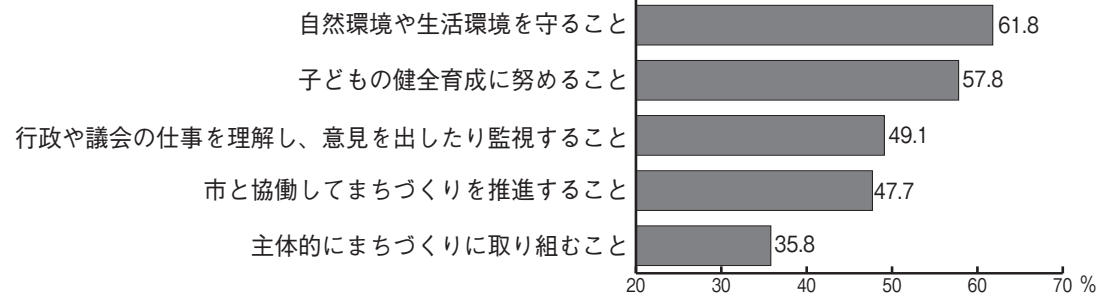
市民の皆さんからの意見を（仮称）市自治基本条例の制定に反映させるため9月にアンケートを実施しました。その結果を一部抜粋してお知らせします。詳しい内容は市ホームページをご覧ください。企画調整課で配布しています。

対象 住民基本台帳から無作為抽出した20歳以上の男女各500人
 回収方法 郵送による発送、回収
 回答者数 377人（回収率37.7%）

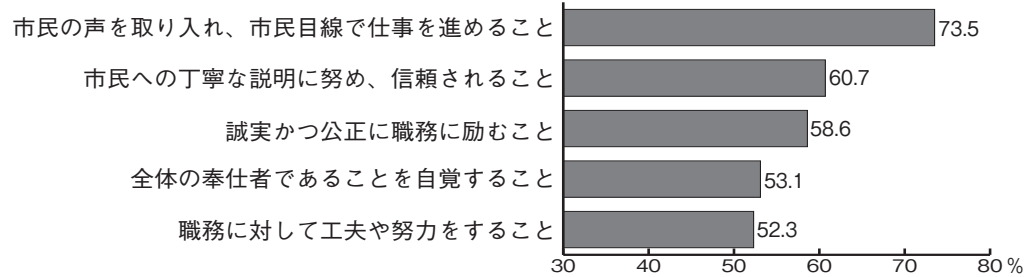
問 十和田市を将来どのようなまちにしたいと思いませんか？（複数回答）



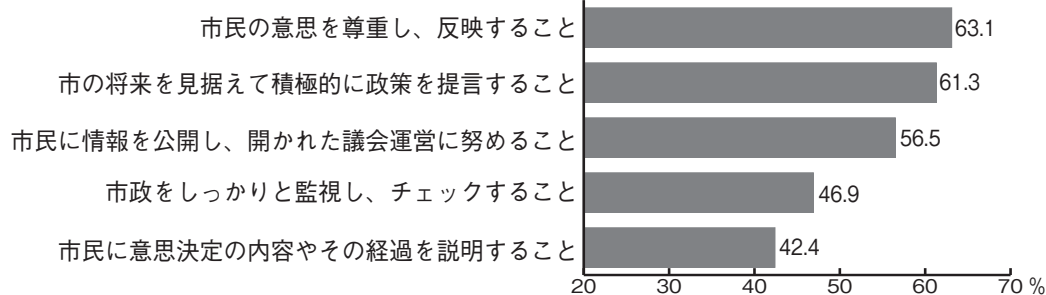
問 市民の役割として大切だと思うことはなんですか？（複数回答）



問 市長、市職員の責務として大切だと思うことは何ですか？（複数回答）



問 市議会の役割として大切だと思うことは何ですか？（複数回答）



問 これからのまちづくりのために市民はどのように参加していくことが重要だと思いますか？（複数回答）

